

仕様書

1 委託名

女性の健康支援事業企画・運營業務委託

2 目的

本業務は、区内の働く女性を対象に女性の健康に関する測定と健康相談を実施するイベントを行うことで、女性が自身の健康への関心を高め、適切に健康増進を図るための行動変容を促すことを目的とする。あわせて、本業務は中野区のスマート・ウェルネス・シティ(SWC)構想に整合し、健康リテラシーの向上等に資することを基本とする。また、測定の集計結果を分析することで、区内の働く女性の健康状態についての基礎資料とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※イベント実施は6月ごろを予定しているが、詳細は区と協議し決定する

4 委託業務

女性の健康に関する測定イベント(以下「イベント」という)の実施について、受託者は以下の業務を実施する。本事業は事前予約制とし、区が企業に対して個別に事前調整を行う。受託者は、区の指示に基づき、対象企業への案内作成、予約受付及び当日の運営に必要な連絡・管理を行う。一般向け広報は行わない。

(1)業務委託範囲

ア 受託者は以下について企画し、事前準備から当日の実施までの一連の業務を行う。イベントの実施は履行期間中に1回(6時間以上)とし、内容は区と協議の上で決定するものとする。会場の選定および対象者(企業等)の決定については区が行う。

- (ア) 対象者(100~120名程度の企業等で働く女性を想定)及び企業との連絡調整
- (イ) 予約時間管理及び案内、会場のレイアウト、及び当日の配置を含めた事前調整
- (ウ) 事前の搬入および終了後の搬出の手配と立ち合い
- (エ) 当日の誘導、測定、健康相談等の全般的な進行、及びこれらに伴う記録業務
- (オ) 測定機器、消耗品、衛生材料、記録用紙や参加者への提供物品等の資材手配
- (カ) 救急対応及び感染・事故対策、個人情報保護等のリスク管理

イ 受託者は、イベント終了後30日以内を目安に参加者及び測定結果の集計結果を区に提出する。これとは別に、事後報告書を5成果物 のとおり区に提出する。区と協議のうえ、必要に応じて対象者の所属する企業にも結果報告を行う。なお、最終報告及びその後の区からの照会対応(分析補助、実態把握のための質問対応を含む)は年度内に完了させる。対応は原則メールまたはオンライン会議等で行い、追加費用は発生しないものとする。

(2) イベントの内容

ア 従事者の要件及び測定・相談体制

測定及び相談は、管理栄養士及び、助産師・看護師等の計5名以上の有資格者にて実施すること。これとは別に、全体の運営統括者を1名配置すること。なお、これらのスタッフ確保についても受託者にて実施する。

イ 測定方法及び健康相談

対象者に対し、以下の測定及びアンケートを実施し、結果の説明をしたうえで健康相談を行う。健康相談では、対象者の測定結果を共有し、その場で相談内容に沿った生活習慣改善や健康維持に関する助言を行うことで行動変容を促す。非侵襲測定結果は診断に代替するものではない旨を対象者に説明すること。低値等の場合は受診勧奨を行うこと。

ウ 測定項目及びアンケート内容

測定機器及びツール	測定項目またはアンケート内容、精度要件
体組成計	体重・体脂肪率・筋肉量・BMI・徐脂肪量等 メーカー推奨に基づく日常点検を実施
超音波骨量測定装置	超音波法による骨量測定 (SoS、対 YAM 値等) 直近の校正・点検記録をイベント前に確認し、当日始業点検を実施
非侵襲ヘモグロビン測定器	ヘモグロビン値 (g/dL) 精度 ± 1.0 g/dL 機器を使用し、推定値である旨を説明、事前・当日点検を実施する
食習慣アンケート (BDHQ)	カロリー摂取量・栄養素の過不足・食習慣傾向等 匿名化を実施し、回答は集計用 ID のみで取り扱う

(3) 報告書等の作成及び効果分析

ア 受託者は、対象者ごとの健康相談個票と、集団としての集計結果を含めた報告書を作成する。その提出様式および提出時期については、区と協議の上で決定する。

また、アクシデント・インシデント等報告を要する事案が発生した場合には、迅速に区に報告の上、当該事案について事故報告書を提出する。

イ 事業の効果分析及び評価は、想定参加者数に対する実参加者の割合、対象者本人による測定結果を踏まえた自己管理に関する評価、及び満足度等により行う。

ウ イベント終了後、対象者の測定結果、BDHQアンケート等を基に、事業を実施した効果等の分析を記載した最終報告書を作成・提出する。

エ 報告後の対応として、最終報告書提出後も、履行期間内において、区が分析結果や女性の健康の実態把握を行う過程で必要となる質問や確認事項に対し、メール又はオンライン会議等により適切に対応する。追加費用は発生しないものとする。

5 成果物及び納品物

成果物名称	形式	媒体	数量
健康相談個票 /最終報告書	PDF形式	CD-Rまたは DVD-R	各1部
測定結果集計表	CSVまたは Excel形式	CD-Rまたは DVD-R	1部
参加者向け配布物 /サンプル	リーフレット等 任意形式	紙媒体及び電子媒体	各1部

6 実施体制

受託者は、本業務委託の遂行にあたって責任者及び担当者を置き、区の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。契約締結後、速やかに従事者名簿を区に提出し、イベント実施前までに有資格者の資格証写しを提出すること。

7 使用機器等必要物品の手配・管理及び受託料に含まれるもの

事業実施に必要な測定器等の物品類は、受託者側で手配及び管理を行う。なお、委託料には人件費、印刷費その他本業務にかかる一切の経費を含むものとする。

8 契約形態

仕様書に定める業務一式を対象とし、総価契約とする。また、受託者は本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、発注者が事前に承認した場合はこの限りではない。

9 支払等

全業務完了後、検査合格の後、正当な請求のあった日から30日以内に一括で支払う。

10 その他

- (1) 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の実施に当たって、関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、委託された業務の執行上直接または間接に知り得た全ての情報について、「別添1 情報資産を取り扱う業務委託契約事項」のとおり取り扱うこと。なお、契約期間が終了した後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり、区及び第三者に対して損害を与えたときは、損害賠償の責を負うこととする。ただし、損害のうち区の責めに帰すべき理由により生じたものは、区の負担とする。
- (4) 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定するプライバシー

- マークを取得していること。また、区が求めた際、認証を確認できるものを提示すること。又はこれに準ずる ISMS (ISO/IEC 27001) 等の第三者認証を取得していること。認証を有さない場合は、区が定める情報セキュリティ体制の基準(組織体制、アクセス管理、暗号化、ログ管理、委託管理、廃棄・消去等)を満たす計画書(様式任意)を提出し、区の承認を受けること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり、既に保有する物品を使用する場合はこの限りではないが、新規に購入する物品については、グリーン購入法に基づく特定調達品目の判断基準に適合する製品を選定すること。また、可能な限り環境負荷の少ない製品(省エネ型、再生材使用製品等)を優先すること。
- (6) 環境負荷の少ない自動車の利用
- ①本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ②区が取り組みを進めている電気自動車等の導入の趣旨に基づき、環境負荷の少ない自動車(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)の利用に努めること。
- (7) 本契約の履行にあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。
- (8) 契約内容を変更する必要があるときは、あらかじめ区と受託者の協議のうえ、行うものとする。
- (9) 本契約に定めのない事項及びこの契約の仕様書の解釈について、疑義を生じる事項については、その都度、区と受託者の協議のうえ定めるものとする。

担当：地域支えあい推進部地域包括ケア推進課

電話：03-3228-5803

メール：houkatukea@city.tokyo-nakano.lg.jp

情報資産を取り扱う業務委託契約事項

1 情報セキュリティ体制の整備

以下を整備し、区へ関係する文書を提出すること。

- (1) 受託者は、区に対して本契約の履行に関する責任者、監督者及び作業従事者の名簿を届け出ること。区が、作業従事者に身分証明書の提示を行った際は速やかに提示ができるようにすること。
- (2) 受託者は、情報セキュリティ事故等発生時の連絡体制、対応方法について明示すること。
- (3) 受託者は、作業従事者に対し情報セキュリティ対策について教育を行うこと。区が求めた場合は、教育の記録を提示すること。
- (4) 受託者は、区と協議のうえ、作業従事者ごとの作業場所、業務、情報資産等のアクセス制限を定めること。
- (5) 受託者は、第三者が提供するサービスを利用している場合、サービスレベルの達成状況及びセキュリティ上の要求事項が適切に実行されていることを監査または検査などで確認し、区に報告すること。

2 情報資産の取り扱い

(1) 取り扱い

受託者は、区が決定した情報資産の分類に基づき、区と同様に情報資産の取り扱いを行うこと。

ア 情報資産の漏えい、紛失、改ざん及び破損を防止すること。

イ 業務上必要のない情報資産を作成しないこと。

ウ 情報資産を必要以上に複製及び配布しないこと。

エ 業務以外の目的に情報資産を利用しないこと。

オ 区が決定した情報資産分類の価値が高い情報資産は、施錠できる場所での保管又はアクセス制御を行うなど、許可されていないものに対して、情報資産を使用不可又は非公開にする措置を講じること。

その他の情報資産は、必要に応じて施錠できる場所での保管又はアクセス制御を行うなど、許可されていないものに対して、情報資産を使用不可又は非公開にする措置を講じること。

(2) 搬出入

受託者は、区が提供した情報資産の搬出入が必要な時には、事前に区の承認を得ること。また、情報資産の暗号化等の技術を活用し、盗難、不正コピー等の防止を厳重に実施すること。

(3) 記録

区が提供した情報資産の内容及び交換・持ち出し等の履歴に関しては、記録すること。

(4)記録媒体の制限

受託者は、区が提供した情報資産の不正な持ち出しや不適切な情報の混入を防止するため、業務に使用する記録媒体を制限すること。

(5)区が提供した情報資産の返還・廃棄

受託者は、区が提供した情報資産等について本契約終了後、速やかに区に返却するか、消去又は廃棄してその旨を書面で報告すること。

(6)記録媒体等の修理・廃棄

受託者は、区が提供した情報資産が含まれる記録媒体を有する機器を修理・廃棄する必要がある場合は、事前に内容を消去できる場合を除き修理又は廃棄事業者と機密保持義務を設けるとともに、廃棄時は情報資産の磁気破壊装置や消去専用ソフトによる消去、または物理的破壊等を行い、その旨を書面で報告すること。

(7)情報機器の持ち込み

受託者は、業務履行のため受託者が所有する業務用パソコン等の情報機器を区の機密区域及び業務区域に持ち込む必要がある場合は、文書をもって区の承認を受けること。また、持ち込み機器を区の機器もしくはネットワークと接続する必要がある場合については、区の情報セキュリティ対策に準じた対策を図り、その対策内容を提出して承認を得ること。

3 守秘義務

受託者は、本契約に基づき業務上知り得た情報について、第三者に開示・提供・漏えいしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

4 区による監査・検査

区が、受託者に対して本契約内容における情報セキュリティ対策が遵守されていることを確認するため、必要に応じて情報システム監査又は検査を行う際に、受託者は、区の情報システム監査又は検査が円滑に遂行できるよう協力すること。

5 情報セキュリティインシデント発生時の対応

受託者は、個人情報情報の漏えい、紛失、盗難、誤送信等の事故が発生し、又はそれらの疑いがあるときは、適切な措置を取るとともに、至急、区に報告すること。また、区が情報セキュリティインシデントについて公表する際は協力すること。